

## 【高校生向け】令和8年度鈴鹿市インターンシップ実施要領

### 1 目的

主に鈴鹿市内の事業所等においてインターンシップ（就業体験）を行うことにより、確かな勤労観・職業観及び職業に関する知識・理解を深め、自己の将来の在り方・生き方について考え、主体的に進路を選択できる能力を育てることを目的とする。

### 2 各高校の実施期間及び対象学年

稻生高校：令和8年11月16日（月）～18日（水）のうち3日間固定

対象学年：2学年全員（約154名）

石薬師高校：令和8年7月21日（火）～25日（土）のうち3日間固定

対象学年：2学年全員（約78名）

飯野高校：令和8年7月27日（月）～31日（金）のうち1～3日間

対象学年：2学年希望者のみ

鈴鹿高校：令和8年11月10日（火）～13日（金）の3日間固定

対象学年：1学年探求コース全員（約70名）

特進コース全員（約35名）

：令和9年2月8日（月）～10日（水）のうち2日間固定

対象学年：2学年総合コース全員（約224名）

### 3 実習先企業

鈴鹿市内または近隣市においてインターンシップ受入企業及び事業所を募集する。

### 4 実習内容

（1）工場、施設等における就業体験。ただし、実習先の業務に支障のない範囲を基本とする。

（2）実習時間は原則として受入企業の就業時間に準じ、就業時間は9時～15時の1日5時間（昼食時間を除く。）を基本とする。ただし、実習先の希望によっては7時から17時までの間で5時間程度であれば変更も認める。5時間を超える実習は不可とする。

（3）就業体験中は実習先の諸規則を厳守する。

（4）高校によっては就業体験後にインターンシップ実習日誌等をつける場合がある。

## 5 安全対策

- (1) 事前に学校で安全教育を実施する。
- (2) 事業所へは作業内容を精選し、危険な作業を避けるよう依頼する。
- (3) 各高校は生徒が被災した場合や、生徒の行為により事業所が損害を受けた場合に備え、各種保険に加入する。

## 6 その他

- (1) インターンシップ実施中は、自宅と職場の往復とする。
- (2) 実施は無報酬とし、交通費および昼食は自己負担とする。
- (3) 実習中の服装は、実習先の指示に従う。ただし、実習先までの服装は原則制服とする。
- (4) 病気その他やむを得ない理由により遅刻・欠席をする場合は、就業開始時刻までに企業実習先担当者及び学校へ連絡する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等、状況次第ではやむを得ず実習を中止することもあり得る。

※天候による中止は別紙参照

- (6) インターンシップ実施時に高校教員及び市役所職員の訪問はしないものとする。(場合によっては訪問する場合もあります。)
- (7) インターンシップ終了後、企業、生徒ともにアンケートを実施する。企業アンケートは生徒の学習指導のため、各高校と共有することとする。

## 7 募集期間

- (1) 7月実施分は令和8年2月1日（日）～2月28日（日）
- (2) 11月実施分は令和8年2月1日（日）～5月31日（日）
- (3) 令和9年2月実施分は令和8年2月1日（日）～9月30日（水）  
とする。